

佐賀県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年二月二十八日から平成二十四年三月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 多良岳公園線	藤津郡太良町大字多良字畑田一一九 三番六地先から 藤津郡太良町大字多良字畑田一二五 八番三地先まで	平成二四・三・五